

申込添付書類（公共用地境界確定協議）

- (1) 委任状（様式7号、代表者に委任する場合は第9号も必要）
- (2) 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
 - ・ 交付日から3か月以内の原本を添付すること。
- (3) 代表者事項証明書又は商業登記簿謄本（法人の場合）
 - ・ 交付日から3か月以内の原本を添付すること。
 - ・ 登記情報提供サービスによる書類不可。
- (4) 協議地の登記事項証明書（全部事項証明書）
 - ・ 交付日から3か月以内の原本を添付すること。
 - ・ 登記情報提供サービスによる書類不可。
- (5) 地図・地図に準ずる図面（公図）の写し
 - ・ 交付日から3か月以内のものを添付すること。
 - ・ 転写年月日及び転写したものの記名押印をすること。
 - ・ 協議地は着色するなどして特定すること。
 - ・ 必要に応じて、合成公図を作成すること。
 - ・ 登記情報提供サービスによる書類可。
- (6) 協議地周辺登記事項証明書（全部事項証明書）、土地調書または登記事項要約書等
 - ・ 土地調書は、相隣地、必要に応じ対側地、周辺土地の調査をし、調査日、代理人名（押印）を記入すること。調査内容は、所在、地番、地目、地積、所有者及び沿革。
 - ・ 登記事項要約書は登記情報提供サービスによる書類可。
 - ・ 登記事項要約書または土地調書の場合は調査した年月日及び調査者の記名押印したもの。
- (7) 協議地周辺の位置図（協議地を着色）
- (8) 協議地及び周辺の地積測量図
- (9) その他豊中市長が必要と認める書類例
 - ・ 筆界特定書
 - ・ 過去に丈量した図面
 - ・ 筆界確認書
 - ・ 土地所有者が死亡し、相続登記がなされていないときは相続関係説明図（調査者名（押印）、遺産分割協議書等相続証明書（原本還付）また、法務局交付の「法定相続情報一覧図の写し」（原本還付）など、相続人が確認できる書類。
 - ・ 登記事項証明書に記載されている所有者の住所が、現住所と異なる場合は、住所沿革が確認できる書類（住民票、戸籍の附票、商業登記簿謄本）（代理人による原本証明、または、原本還付可）